

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- ① 可能な限りのDXを推進導入し、物流業務の効率化に努め、最適なサプライチェーンの構築に努めます。
- ② お客様、受託事業者と連携し、公道を使用する物流企業として安全確保と物流品質の向上を継続的に実施します。
- ③ 脱公害社会の実現の為、CO₂排出量の削減に取り組みます。
- ④ 健康経営に基づき、働きやすい職場と企業価値の向上に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定の方法

根拠なき原価低減要請は行いません。取引価格の決定は受託事業者とは少なくとも年間1度の協議を行うとともに、協力会社の適正な利益を含み、労働条件の改善が可能となる様に十分に協議を行い決定と致します。その際は契約条件の書面化により明示と交付を行います。

② 支払い条件

受託事業者への取引は現金での支払いを行います。

③ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結や取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

受託事業者の働き方改革にも共助の精神で取り組み、取引上一方的な負担とならぬ様継続的な配慮を致します。

3. その他（任意記載）

①当社がかかわるサプライチェーンの全体の共存共栄の為、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2026年1月16日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

伊原運送株式会社 代表取締役社長 高見俊秀

企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。